

第五十一号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する
条例の制定について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を次
のように定める。

平成二十七年二月十二日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(徳島県教育委員会委員定数条例の一部改正)

第一条 徳島県教育委員会委員定数条例(平成十二年徳島県条例第六十一号)の一部を次のように改正する。

「六人」を「五人」に改める。

(教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正)

第二条 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例(昭和四十年徳島県条例第三十四号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

教育長の給与その他の勤務条件及び職務に専念する義務の特例に関する条例

第一条を次のように改める。

(趣旨)

第一条 この条例は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四条第二項及び第三項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第百六十二号)第十一条第五項の規定に基づき、教育長の給与その他の勤務条件及び職務に専念する義務の特例に関し必要な事項を定めるものとする。

第二条第二項中「により、教育委員会が知事と協議して定める」を「による」に改める。

第三条中「定めるところ」を「適用を受ける企業局長の例」に改める。

第五条の見出しを「(その他の勤務条件)」に改め、同条中「勤務時間その他の」を削り、「については」の下に「、前三条に定めるもののほか」を加える。

本則に次の一条を加える。

(職務に専念する義務の免除)

第六条 教育長は、教育委員会が定める場合においては、あらかじめ教育委員会の承認を得て、その職務に専念する義務を免除されることができる。

(徳島県職員定数条例の一部改正)

第三条 徳島県職員定数条例(昭和二十四年徳島県条例第十四号)の一部を次のように改正する。

第一条中「教育長及び」を削る。

(職員の旅費に関する条例の一部改正)

第四条 職員の旅費に関する条例(昭和二十七年徳島県条例第九号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号及び第三十二条第一項第一号口中「、病院事業管理者及び教育長」を「及び病院事業管理者」に改める。

(特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第五条 特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和三十四年徳島県条例第五号)の一部を次のように改正する。

第三条中第二項を削り、第三項を第二項とする。

別表教育委員会の項を次のように改める。

<p>教 育 委 員 会 委 員</p>	<p>日額 二七、一〇〇円</p>	<p>副知事及び識見を有する者のうちから選任された常勤の監査委員が職員の旅費に関する条例(昭和二十七年徳島県条例第九号)の規定に基づいて受ける旅費の額に相当する額(以下「副知事等相当額」という。)</p>
----------------------	-----------------------	--

(徳島県の公務員倫理に関する条例の一部改正)

第六条 徳島県の公務員倫理に関する条例(平成十五年徳島県条例第三十三号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「副知事」の下に「、教育長」を加える。

(徳島県吏員恩給条例の一部改正)

第七条 徳島県吏員恩給条例(昭和二十三年徳島県条例第四十七号)の一部を次のように改正する。

第十三条第一項第六号中「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」を「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(平成二十六年法律第七十六号)による改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に改める。

(職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第八条 職員の退職手当に関する条例(昭和二十九年徳島県条例第三号)の一部を次のように改正する。

第一条第五号中「(教育長を除く。)」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

(徳島県教育委員会委員定数条例の一部改正に伴う経過措置)

2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(平成二十六年法律第七十六号。以下「改正法」という。)附則第二条第一項の規定により教育長が在職する場合においては、第一条の規定による改正後の徳島県教育委員会委員定数条例の規定は適用せず、同条の規定による改正前の徳島県教育委員会委員定数条例の規定は、なおその効力を有する。

(教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

3 前項に規定する場合においては、第二条の規定による改正後の教育長の給与その他の勤務条件及び職務に専念する義務の特例に関する条例第一条、第二条第二項、第五条及び第六条の規定は適用せず、第二条の規定による改正前の教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例第一条、第二条第二項及び第五条の規定は、なおその効力を有する。

(特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

4 附則第二項に規定する場合においては、第五条の規定による改正後の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例別表教育委員会委員の項の規定は適用せず、同条の規定による改正前の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例第三条第二項及び別表教育委員会委員の項の規定は、なおその効力を有する。

(徳島県の公務員倫理に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

5 改正法附則第二条第一項の規定により在職する教育長の職務に係る倫理の保持については、なお従前の例による。

提案理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部が改正され、教育長が常勤の特別職に属する職員とされたこと等に伴い、関係条例について所要の整備を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。